

総人恩総第 836 号  
平成 22 年 9 月 30 日  
最終改正 令和 4 年 8 月 3 日閣人人第 502 号

各府省等人事担当課長等 殿

総務省人事・恩給局参事官

### 期間業務職員の退職手当に係る取扱いについて

標記について、平成 22 年 10 月 1 日に人事院規則 8-12-8（人事院規則 8-12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）等が施行されることにより新たに設けられる期間業務職員の、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）の規定による退職手当に係る取扱いについては、下記の点に留意されたい。

なお、人事院規則 8-12-8（人事院規則 8-12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）による改正後の人事院規則 8-12（職員の任免）第 46 条の 2 第 3 項において「任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるもの」と規定されている趣旨を踏まえると、退職手当法の適用を避けるために、任期と任期の間を 1 日空けるような運用は適当ではないと考える。

### 記

- 1 期間業務職員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日（1 月間の日数（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、退職手当法が適用されること（国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 1 条第 1 項第 2 号、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改

正する政令（昭和 34 年政令第 208 号）附則第 5 項、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員について（昭和 60 年総人第 260 号）第 1 項及び第 3 項並びに国家公務員退職手当法の運用方針（昭和 60 年総人第 261 号）第 2 条関係第 2 号）。

2 上記 1 の場合において、任期満了により当該期間業務職員が退職したときの退職手当の計算については、退職手当法第 3 条第 1 項が適用されること。

3 期間業務職員が退職した場合（退職手当法第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、当該者が退職の日又はその翌日に同一任命権者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 55 条第 2 項の規定により任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者をいう。）に再び期間業務職員として採用されたときは、雇用関係が事実上継続していると認められ、その在職期間の計算は引き続いて在職したものとして取り扱うこと（退職手当法第 7 条第 3 項）。

以 上